

介護サービスにおける需要誘発仮説の検証

岸田研作(岡山大学)、谷垣静子(岡山大学)

【背景】介護保険では、要介護認定で要支援・要介護と判定されれば、居宅介護サービスについては、要介護者・家族が介護サービスを利用するか否かを決めることができる。しかし、介護サービスの利用が要介護者の自立につながっていない事例や、事業者による過度の利用者の掘り起こしが生じているという報告がある。このような事例が生じた原因のひとつとして、介護サービスを利用するか否かを決める要介護者・家族の意思決定を、ケアマネジャーが歪めている可能性が考えられる。ケアマネジャーが勤務する居宅介護支援事業所の多くは、他の介護サービスの事業所が併設されている。また、居宅介護支援事業所の多くは赤字であり、単独では採算が取れていない所が多い。したがって、ケアマネジャーは、併設事業所のサービス利用を増加させるため、本来、必要性が低いサービスでも要介護者・家族にすすめる可能性がある。

本稿の目的は、併設サービスのある介護支援事業所とない介護支援事業所のサービス利用状況を比較することで、ケアマネジャーが併設事業所のサービスをすすめることで過剰なサービス利用が生じているか否かを明らかにすることである。

【方法】データは、筆者らの独自調査である。対象は政令指定都市の居宅介護支援事業所で、最終的に分析対象となったのは 2253 事業所であった。ケアマネジャーが併設サービスを利用者・家族にすすめることで需要が誘発されるならば、併設サービスのある居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当する利用者は、併設サービスのない居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当する利用者よりも、サービスを利用する傾向があるはずである。この仮説を検証するために、分析単位を要介護者、従属変数をサービス利用の有無、併設事業所の有無を独立変数に含む回帰分析を行う。推定は、サービスの種類ごとに行い、推定方法はプロビットモデルである。分析対象とするのは居宅介護サービスで、訪問介護、通所介護、訪問看護の 3 つのサービスである。

【結果】訪問介護、通所介護、訪問介護では、居宅介護支援事業所に当該サービスが併設されていることが、サービスの利用率を上昇させた。具体的には、利用率は、訪問介護で 12.4%、通所介護で 13.9%、訪問介護で 14.1% 上昇した。

【考察】ケアマネジャーは、併設サービスを利用者・家族にすすめることで需要を誘発していると考えられる。今後、介護サービスの供給を効率化するには、併設サービスの利用制限の強化など、誘発需要を抑制する政策が必要である。